

● 住宅ローン減税の拡充内容

事業者から新築住宅を購入する場合にかかる消費税は建物に限られ、個人間取引には仲介業者が入る場合も入らない場合も非課税であるが、消費税率が10%に引き上げられる2019年10月以降の住宅ローン減税については、2019年4月以降（注文住宅の場合）または2019年10月以降（建売住宅及びマンションの場合）に新たに事業者と契約し、2019年10月から2020年末の間に引き渡しを受け、住民票を移して入居する人に限り、減税期間がこれまでの10年間から13年間に伸び、10年目までは、現行の住宅ローン減税と同様に住宅ローン残高の1%、11年目以降13年目までは建物価格の2%相当額が所得税から税額控除されるメニューが加わり、11年目から13年目までに税額控除される各年の金額は①建物価格の3%を3等分した金額、または②10年目までの仕組みと同じ方法で計算した金額のいずれか少ない方が上限になる。①は消費税の増税分である建物価格の2%を3年間かけて還付するという考え方に立つものである。